

2017 年 3 月 23 日発行
NO.1604

ハイブリッドファイナンス（劣後特約付ローン）による 資金調達のお知らせ

東洋ゴム工業株式会社（社長：清水隆史）は、平成 29 年 3 月 28 日付で、今後の持続的な成長を実現すること並びに財務基盤の維持・強化を図ることを目的にハイブリッドファイナンス（劣後特約付ローン）（以下「本劣後ローン」）による資金調達を行なうことについて契約を締結することと致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

1. 本資金調達の目的・意義

当社は、今後のグローバル成長のための事業基盤の強化に向け、タイヤ事業等の推進を軸とした新中期経営計画「中計'17」を策定、持続的成長に向け、事業機能・経営基盤の強化に一層注力するとともに、本計画を実現するための方策の一つとして、財務基盤の充実と資本効率の維持の両立を図ることができる新たな資金・資本調達手段である本劣後ローンにより資金を調達することについて契約を締結することと致しました。

本劣後ローンは、資本と負債の中間的性質を持つハイブリッドファイナンスの一形態であり、負債でありながら、利息の任意繰延、超長期の返済期限、清算手続及び倒産手続における劣後性等、資本に類似した性質及び特徴を有しており、株式会社日本格付研究所から、資金調達額の 50% に対して資本性を認められる予定である等、株式の希薄化なしに実質的な財務基盤の強化を図る事が可能となる資金調達手法と位置付けております。

これにより、免震ゴム問題への対応に伴う特別損失の計上により悪化した財務基盤の改善及び資金調達環境の安定化を実現した上で、今後のモビリティを中心とした事業成長の実現への投資を継続・推進していくことが可能となると考えております。

2. 本劣後ローンの概要

(1) 調達額	200 億円
(2) 契約締結日	平成 29 年 3 月 28 日（予定）
(3) 実行日	平成 29 年 9 月 29 日
(4) 弁済期日	平成 29 年 9 月 30 日 ただし、平成 34 年 9 月 30 日以降の各利払日において、元本の全部又は一部の期限前弁済が可能
(5) 資金使途	事業資金
(6) 適用利率	平成 29 年 9 月 29 日から平成 34 年 9 月 30 日までは 3 ヶ月日本円 Tibor をベースとした変動金利 平成 34 年 9 月 30 日以降は 1.00%ステップアップした変動金利
(7) 利息に関する制限	当社は、その裁量により本劣後ローンに係る利息の全部または一部の支払を繰り延べることができる
(8) 劣後特約	本劣後ローンの債権者は、当社の清算手続、破産手続、会社更生手続、若しくは民事再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において、上位債務に劣後した支払請求権を有する
(9) 借換制限規定	契約上の定めなし 但し、当社は、本劣後ローンを期限前弁済する場合には、格付機関 から本劣後ローンと同等以上の資本性が認定される商品により本劣後ローンを借り換えることを想定している また、5 年経過以降、一定の財務水準を満たす場合には、同等以上の資本を有する商品によって借り換えることを見送る可能性がある
(10) 貸付人	株式会社三菱東京 UFJ 銀行、株式会社みずほ銀行、農林中央金庫、三菱 UFJ 信託銀行株式会社、三井住友信託銀行株式会社
(11) 格付機関による資本性評価(予定)	資本性「中」・「50」（株式会社日本格付研究所）

以 上

【本件に関するお問合せ先】

東洋ゴム工業株式会社 広報企画部

(本社) TEL :06-6441-8803 FAX:06-6446-1925

(東京) TEL :03-5822-6621 FAX:03-3865-2240